

県庁舎等再整備基本計画検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 県庁舎等再整備基本計画（以下「基本計画」という。）について、有識者等の意見を聴取するため、「県庁舎等再整備基本計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1)基本計画に関すること
- (2)その他基本計画の策定に必要な事項に関すること

(運営)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会の開催に係る委員の招集は委員長が行う。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 委員会の議事を進行するため、委員の互選により、委員長を選任する。委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会の開催)

第4条 委員会の検討事項の一部を検討させるため、部会を開催することができる。

- 2 県民会館部会は別表2に定める委員、専門部会は別表3に定める委員をもって構成する。
- 3 部会の議事を進行するため、部会委員の互選により、部会長を選任する。
- 4 部会の運営については、第3条第2項から第6項までの規定を準用する。

(謝金及び旅費)

第5条 委員（県の職員である委員を除く）又は委員の代理人が、委員会又は部会に出席したときは、別に定めるところにより、謝金及び旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年8月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年12月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行日以降最初に開かれる会議は、第3条第2項の規定にかかわらず、兵庫県会計管理者が招集する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、県庁舎等再整備基本計画策定日をもって、その効力を失う。
- 3 令和元年11月1日以降最初に開かれる専門部会は、第3条第2項の規定にかかわらず、企画県民部長が招集する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

(五十音順)

氏 名	役 職
今西 珠美	流通科学大学商学部経営学科教授
柏木 浩一	(有) アビタ代表取締役副社長
齊木 崇人	神戸芸術工科大学学長
佐竹 隆幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
多田 真規子	西日本旅客鉄道(株) 近畿総括本部副本部長兼神戸支社長
中瀬 勲	県立淡路景観園芸学校学校長 兼 県立人と自然の博物館館長
中林 志郎	兵庫県商工会議所連合会専務理事
浜田 知昭	兵庫県議会副議長
三上 喜美男	(株) 神戸新聞社論説委員長
安田 丑作	神戸大学名誉教授
油井 洋明	神戸市副市長

別表 2 (第 4 条関係)

(五十音順)

氏 名	役 職
奥村 和恵	多可町文化会館ベルディーホール顧問
柏木 浩一	(有) アビタ代表取締役副社長
佐竹 隆幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
藤田 佳代	兵庫県洋舞家協会顧問
宮本 慶子	兵庫県音楽活動推進会議代表
山本 亮三	(公財) 兵庫県芸術文化協会理事長

別表 3 (第 4 条関係)

(五十音順)

氏 名	役 職
今西 珠美	流通科学大学商学部経営学科教授
柏木 浩一	(有) アビタ代表取締役副社長
齊木 崇人	神戸芸術工科大学学長
佐竹 隆幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
中瀬 勲	県立淡路景観園芸学校学校長 兼 県立人と自然の博物館館長
安田 丑作	神戸大学名誉教授